

全日本学生弓道連盟報

2024.5

《春季中央委員会報告》

この度は、2024年5月2, 3日に国立オリンピック記念青少年総合センター及びZOOM会議場にて行われました春季中央委員会の決議についてご報告申し上げます。

〈中央委員会出席者(総合センター)〉

全日本学生弓道連盟

委員長	猪俣 竣介(一橋)	副委員長	原島 恵理子(東京)
副委員長会計	二村 洋(東京都市)	副委員長書記	星 有綾(成蹊)
副委員長総務	松崎 侃定(明治)	副委員長内務	諸星 ふうみ(立教)
副委員長広報	荒井 宗一郎(東京)		
伊勢支部副委員長	山本 健太(皇學館)	高山 萌(皇學館)	
執行委員	林 健介(東京)	千葉 真結(上智)	
	石川 友志(東京工業)	梶田 祐実(工学院)	
	目黒 脩己(中央)	齋藤 早絢(立正)	
	澁木 喬哉(國學院)	熊崎 凜(皇學館)	
	浅岡 愛(皇學館)		

北海道学生弓道連盟

委員長	卜部 夏樹(北海道)	副委員長総務	湯浅 雄太(北海学園)
-----	------------	--------	-------------

東北学生弓道連盟

委員長	向所 純平(東北)	副委員長	郡谷 尋理(東北)
-----	-----------	------	-----------

北信越学生弓道連盟

委員長	小坂 壮亮(信州)	副委員長	小野 永(新潟)
-----	-----------	------	----------

関東学生弓道連盟

委員長	黒田 陽史(埼玉)	副委員長	山本 玄(横浜国立)
-----	-----------	------	------------

東京都学生弓道連盟

委員長	酒井 駿輔(早稲田)	専任委員	宮良 由宇土(慶應義塾)
-----	------------	------	--------------

東海学生弓道連盟

委員長	高井 毅介(中京)	常任委員	岡田 琉(名城)
-----	-----------	------	----------

関西学生弓道連盟

委員長	竹ヶ原 亮太(関西)	総務	奥 太優(立命館)
-----	------------	----	-----------

中四国学生弓道連盟

委員長	武内 孝太(岡山)	副委員長	藤間 温也(岡山)
-----	-----------	------	-----------

九州学生弓道連盟

委員長 吉川友翔(福岡) 副委員長 石橋百々花(福岡)

〈中央委員会出席者(ZOOM)〉

全日本学生弓道連盟

東海支部副委員長 松本翔太(愛知) 芝田菜摘(愛知淑徳)
関西支部副委員長 駒月胡太郎(近畿) 若田さやか(京都女子)

〈議題〉

【手続き事項】

1、全日本学生弓道連盟伊勢支部役員交代承認

伊勢支部執行副委員長 熊崎凜 承認
同上 浅岡愛 承認

2、全日本学生弓道連盟会計報告承認

2023年度決算 承認
会計方式変更 承認
2024年度予算 承認

【加盟関連事項】

1、正加盟一年後審議

北海道教育大学釧路校弓道部(北海道学生弓道連盟)
上記の大学一校の正加盟継続を本連盟規約第二十六条の二第三項に基づき審議、承認

2、準加盟申請

相模女子大学(関東学生弓道連盟)、大阪学院大学(関西学生弓道連盟)
上記の大学二校の準加盟を本連盟規約第二十六条第三項に基づき各地区学連から報告

3、準加盟からの脱退申請

富山県立大学(北信越学生弓道連盟)、活水女子大学(九州学生弓道連盟)
上記の大学二校の準加盟脱退を本連盟規約第二十八条第二項に基づき各地区学連から報告

【規約改正について】

1、伊勢大会名称変更

(旧)第○回全日本学生弓道王座決定戦／第△回全日本学生弓道女子王座決定戦

第○回東西学生弓道選抜対抗試合／第△回女子東西学生弓道選抜対抗試合
(新)全日本学生弓道王座決定戦 第○回男子の部／第△回女子の部
東西学生弓道選抜対抗試合 第○回男子の部／第△回女子の部

質疑応答ののち審議、承認

条文への反映については3、内容の変更にて審議

2、合同出場要件

第十章競技規定

第二節全日本学生弓道選手権大会

第五十七条の二(新設)

- ①同一の地区に所属する加盟校が、その部員数が少なく単一で団体戦に出場することが困難であって、共に正加盟校である場合、中央委員会の承認に基づき、全日本学生弓道選手権大会の団体選手権予選に限り合同で単一の団体として出場することができる。ただし、合同で出場した大学は個別に団体選手権に出場することはできない。
- ②中央委員会の審議・議決では次の各号に定める条件を考慮する。
 - 一 過去三年以内に、全日本学生弓道選手権大会の団体選手権又は個人選手権に出場していること。ただし、二〇二〇年から二〇二二年における大会不出場は考慮せず、それ以前の年を含めて過去三年以内とみなす。
 - 二 過去一年以内に各地区学生弓道連盟主催の大会に最低一回以上出場していること。ただし、団体戦及び個人戦の別を問わない。
 - 三 合同する大学と共に練習若しくは講習等を行なった実績又は行う予定があること。
 - 四 全日本学生弓道選手権大会個人選手権への登録人数及び各地区学生弓道連盟主催大会の登録人数。
- ③虚偽申請に対しては、第二十九条の二に基づき、処分を講ずることができる。
- ④全日本学生弓道選手権大会の個人選手権は、団体選手権に合同で出場したか否かに関わらず、所属大学の選手として出場するものとする。

質疑応答ののち審議、承認

3、内容の変更

第一章総則

第二条(旧第四条)

本連盟は、事務局を東京都千代田区飯田橋二―一―一〇日高ビル二階に置く。ま

た、必要に応じて大会本部を置くことができる。

第二章組織

第三条

- ① 本連盟は、北海道・東北・北信越・関東・東京都・東海・関西・中四国・九州の九地区より成る各地区学生弓道連盟をもって組織する。また、各地区学生弓道連盟は、それに加盟している大学弓道部(以下、「加盟校」という。)をもって組織する。
- ② 令和六年五月三日削除
- ③ 加盟校は、正加盟校と準加盟校をもって組織する。
- ④ 本連盟は、東京に本部、各地区に中央委員を置く。また、東海・伊勢・関西に支部を置く。

第三章目的及び事業

第一節目的

第四条(旧第二条)

本連盟は、(中略)弓道の研究と発展とを期するをもって目的とする。

第二節事業

第五条

本連盟は、次の事業を行う。

- 一 全日本学生弓道選手権大会を開催する。
- 二 全日本学生弓道王座決定戦を開催する。
- 三 東西学生弓道選手権大会を開催する。
- 四 全日本学生弓道遠的選手権大会を開催する。
- 五 公益財団法人全日本弓道連盟と共に全国大学弓道選抜大会を開催する。
- 六 適時連盟報を発行する。
- 七 機関誌『学生弓道』を発行する。
- 八 他の弓道諸団体及び各種運動団体と連絡協調を行う。
- 九 その他本連盟の目的に適える事業を行う。

第四章役員

第一節総則

第七条

役員任期は、(中略)ただし、前条第一項第一号から第四号に定める役員は原則として八十歳までは再任はこれを妨げない。

第五節執行委員

第十四条

- ②執行副委員長は、中央委員会の議決を経て、東京都・東海・伊勢・関西から選出されるものとする。
- ③執行副委員長は執行委員長に事故あるときこれを代理する。この場合においては、速やかに臨時中央委員会を招集しなければならない。(新設)

第十五条

執行委員は、中央委員会への報告を経て、東京都・東海・伊勢・関西から選出されるものとする。

第五章会議

第二十条

- ②中央委員会は、執行役員及び中央委員によって構成され、議決権は中央委員のみが有する。ただし、正当な理由のある場合に限り、委任状の提出をもってこの代理を認める。

第六章加盟

第二節正加盟

第二十六条の二

- ②正加盟申請条件は次の通りとする。
- 一 (略)
 - 二 準加盟以来、最低一度(中略)本連盟の正加盟校たり得ると認めていること。
 - 三 (略)

第二十九条の三

中央委員会は決議によって、三大会連続で全日本学生弓道選手権大会団体戦、同大会個人戦及び全日本学生弓道遠的選手権大会のいずれにも正当な理由なく出場しなかった正加盟校を準加盟校とすることができる。ただし、二〇二〇年から二〇二二年における大会不出場については、いかなる理由によるものでも正当な理由によるものとみなす。

第八章会計

第三十一条

- ①本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

第九章審判規定

第三十九条

的中規定は次の規定に従う。

- 一、次の事項に該当する矢は中りとする。
- 二、次の事項に該当する矢は外れとする。

第十章競技規定

第一節総則

第五十条

②射手が射位にあるとき、介添え・監督は次の行為をしてはならない。

第五十条の三

本連盟の主催する大会における天候不順等による中止等は、執行委員長がこれを決定する。

第二節全日本学生弓道選手権大会

第五十四条

(中略)なお、緊急事態が発生した場合、その限りではない。その判断は執行委員長が行う。

第五十七条の二(新設)

→2、合同出場要件にて承認済み

第六十条

③予選通過基準は次の通りとする。

第三節全日本学生弓道遠的選手権大会

第六十九条

- ① 個人選手権(男子)の競技方法は、次の方法によるものとする。
- ② 個人選手権(女子)の競技方法は、次の方法によるものとする。

第四節全日本学生弓道王座決定戦

第七十三条

①男子の部の試合は、各校八名(外補欠四名)一、二、及び準決勝各自十二射計九十六射、決勝各二十射計百六十射、順立で行う。

- ②女子の部の試合は、各校四名(外補欠二名)一、二、及び準決勝各自十二射計四十八射、決勝各二十射計八十射、順立で行う。

第五節東西学生弓道選抜対抗試合

第七十五条の二(新設)

本大会の競技は、男女共に同様の方法で行う。

第七十六条

- ① 東軍は、北海道・東北・北信越・関東・東京都各地区学生弓道連盟より推薦される選手をもって構成され、西軍は、東海・関西・中四国・九州各地区学生弓道連盟より推薦される選手をもって構成される。

第六節全日本学生弓道女子王座決定戦

令和六年五月三日削除

第七節女子東西学生弓道選抜対抗試合

令和六年五月三日削除

第八節全国大学弓道選抜大会

第八十五条

予選を行い、的中数により、男子上位十六校、女子上位十六校を通過とし、決勝はトーナメントによる。

第十二章部員資格

第九十一条

- ① 本連盟の部員登録者と認められる条件は次の通りとする。
- 一 本連盟の加盟校に在籍する学生であること。
 - 二 本連盟の定める方法により、本連盟へ部員登録を完了した者。
- ② 部員登録の方法等については部員登録マニュアルで細則を定める。

以上まとめて審議、承認

4、表現の修正

- 「時」と「とき」→「とき」に統一
「事」と「こと」→「こと」に統一
「又」と「また」→「また」に統一

「当る」と「あたる」→「あたる」に統一
「抛る」と「依る」と「よる」→「よる」に統一
「以って」と「もって」→「もって」に統一
「共に」と「ともに」→使い分け(共に：一緒に、ともに：同時に)
「之」→「これ」に修正

以上まとめて審議、承認

5、誤植の修正

第十八条

- ② 中央委員は、所属地区学生弓道連盟の活動予定及び状況を事務局に連絡する義務を負う。

第二十九条の四

第二十九条の規定に基づき、正加盟から準加盟へ降格又は脱退となった大学と同一と認められる大学が正加盟申請をしたとき、(略)。

第五十六条の二

(中略)、個人戦は五月下旬又は六月上旬まで、(略)。

第七十二条の二

- ② (中略)各地区学生弓道連盟の選出校と重複した場合、(略)。

以上まとめて審議、承認

《2024 年度全日本学生弓道連盟主催大会についてお知らせ》

2024 年度の大会実施要項を決定し、当連盟 WEB サイト『大会案内』に「第 36 回全国大学弓道選抜大会」「2024 年度インカレ大会」をアップロードいたしましたのでお知らせいたします。この内容は 2024 年 5 月現在のものです。変更等が生じた場合は、当連盟 WEB サイト及び X (旧 Twitter)での告知が基本となります。定期的を確認するようお願いいたします。また、部員登録や大会関連費用に関しては、当連盟 WEB サイト「マニュアル」より「部員登録マニュアル」や「2024 年度【正加盟】全日会計マニュアル」をご覧ください。

《各種お知らせ》

・連絡先

全日本学生弓道連盟 事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2 丁目 12-10 日高ビル 2 階

TEL/FAX 03-6910-0792

(役員活動時間 毎週月・木 17-20 時)

連盟執行委員長 猪俣峻介 zennichi.kyudo.gkr@gmail.com

・公式ホームページ

<https://www.pac-mice.jp/zennichi/>

・公式ブログ

http://blog.livedoor.jp/zennichi_gakuren/

・問い合わせ先アドレス

zennichi.kyudo@gmail.com

・公式 X(旧 Twitter)アカウント

こちらでは、ホームページの更新や大会結果などをお知らせいたします。

部活幹部でアカウントをお持ちの方はフォローしていただくと便利かと思えます。

・公式 Instagram アカウント

こちらでは、大会紹介や出場校紹介など学生弓道の振興のための投稿を行っております。ぜひフォローをお願いいたします。



公式 X アカウント



公式 Instagram アカウント